

蒲郡市小規模契約希望者登録制度

1 蒲郡市小規模契約希望者登録制度とは

この制度は、電子による入札参加資格申請を行っていない方を対象とする制度です。登録していただき、業者選定の対象となることで、市内業者の方の受注機会を作ろうとするものです。

対象となる契約は、簡易で履行の確保が容易な小規模契約（修繕、業務委託、印刷製本及び物品の買入れは50万円以下、賃貸借は40万円以下のもの）です。

2 登録の資格について

申請できるのは、市内に事業所を有する法人又は個人の方です。

ただし、次に該当する方は、登録することができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない方
- ② 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している方
- ③ 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている方
- ④ 希望業種を履行するために必要な資格、許可を有しない方
- ⑤ 蒲郡市入札参加資格者名簿に登録されている方

3 登録申請の方法

(1) 登録の受付・有効期間

◎定時受付 令和3年2月15日（月）～令和3年3月5日（金）
（ただし、市役所開庁時に限る）

有効期間 令和3年4月1日（木）～令和5年3月31日（金）

◎随時受付 令和3年4月1日（木）から随時
（ただし、市役所開庁時に限る）

有効期間 登録日（申請の審査完了日）～令和5年3月31日（金）

※ 令和5年4月1日以降は改めて登録する必要があります。

(2) 受付場所

契約検査課（本館3階）

※ 郵送可

- (3) 申請書の配布
ホームページ又は契約検査課の窓口で入手できます。

(4) 提出書類

1	蒲郡市小規模契約希望者登録申請書	原本
2	法人：履歴事項全部証明書（法務局発行のもの）	コピー可
	個人：個人事業主の住民票 （本籍・続柄・マイナンバー省略のもの） 個人事業主の身分（身元）証明書 （本籍のある市町村が発行するもの） ※免許証・保険証ではありません。	
3	希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有することの証明書の写し	

※ 2については、申請日において発行日から3ヶ月以内のものが有効です。
また、市税については蒲郡市が納税状況を確認させていただきます。

登録すると

登録名簿は庁内に公開し、名簿に登載された方は業者選定の対象となります。また、本制度の透明性を図るため、一般に公開する場合があります。なお、名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。

指名されたら

原則、複数業者の見積合せにより、最低価格の方と契約します。見積合せに指名されても、都合により辞退することは自由ですが、辞退の場合は必ず連絡をしてください。なお、契約締結後（発注後）の辞退はできません。

契約すると

発注担当課と書面により契約します。契約保証金は、原則として免除します。業務は、蒲郡市契約規則、その他関係法令に基づき信義に従い誠実に行ってください。なお、一括下請けはできませんので、登録希望業種には自ら実施できる業種を登録してください。

請負代金の支払いは

業務完了後の検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日以内です。

登録受付・問合せ先

蒲郡市役所総務部契約検査課（市役所本館3階）

TEL 0533-66-1178 FAX 0533-66-1197